

令和8年度 哲西中学校いじめ問題対策基本方針

生徒の実態	学校防止基本姿勢	保護者の願い
素直で明るく、まじめな態度でものごとに取り組もうとする生徒が多い。	・ いじめは重大な人権侵害であり、許されない行為であることを教職員・生徒・保護者に徹底する。 ・ いじめの未然防止や早期発見に向けて、全職員が全教育活動を通じて取り組んでいく。 ・ いじめが発生した場合には、すみやかに事実確認を行い、被害者に対して誠心誠意対応し、早期解決を目指す。その際、教育委員会や警察等の関係機関と連携していく。 ・ いじめ防止対策委員会を設置し、未然防止・早期発見・早期解決に向けて協議する。	将来に展望をもち、自己実現を目指そうとする生徒の成長を願っている。

○いじめの定義

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

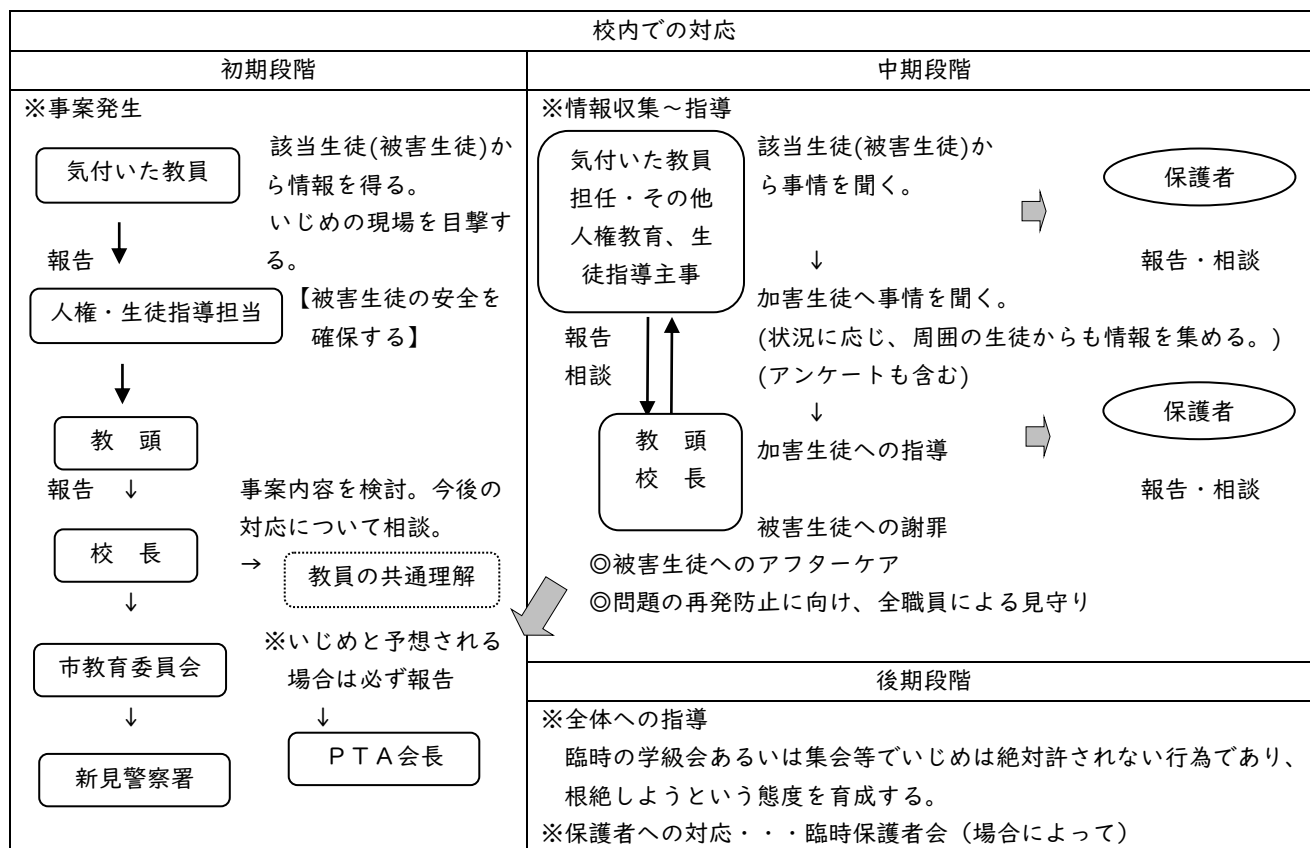
「個々の行為が『いじめ』に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。」「いじめの解消の定義は、加害者、被害者ともに事象や心理的負担がなくなり、3ヶ月を経過した場合とする」

「いじめの防止」未然防止のための取組	「早期発見」兆候を見逃さない手だて、情報収集法
◎互いに支え合う集団作り ○学校行事 ・ 運動会(10月)・他学年の生徒と協力して、集団演技や大会の運営など、人間関係作りを通して自分の役割を果たす。 ・ 音楽発表会(11月)・学年毎の合奏と全校の合唱を発表し、保護者に参観してもらう。学級内で協力する気持ちを育成する。 ○生徒会行事 ・ 生徒集会(4月、3月)・全校生徒で取り組むレクリエーション活動。全学年縦割りグループによる活動で学年を越えて仲間づくりを目指す。新入生歓迎会と、卒業生を送る会としての実施。	◎学級担任を中心とした情報収集 ○担任による生徒観察 ・ 生活ノートの活用(毎日)・生徒の家庭での生活状況把握。生徒の悩みなどの掘り起こしを行う。保護者との情報交換としても活用。 ○担任を中心とした教育相談 ・ LTウィーク 年2回(前後期)・生徒と教師の教育相談週間。日頃の悩みを聞き、生徒の状況を把握できる機会となっている。 ・ 定期的ないじめの実態把握アンケート調査 年3回(5月、9月、1月に実施し、問題があれば教育相談)いじめの早期発見を目的とする。 ○保護者との連携 ・ 教育相談 年2回(7月、12月)・保護者と担任の個別の教育相談。家庭の様子、保護者の教育観、学校への期待などの情報収集。また問題等があれば、実態を把握する機会とする。 ・ 参観日後の学年支会
◎何でも言える雰囲気・集団作り ○人権集会(6月、12月)・全校生徒の縦割りグループによる意見交換の場。自分の意見を他学年の生徒に発表したり、聞いたりする。 ○道徳の授業・自分の意見をしっかり述べたり、他人の思いをしっかり受け止めたりすることにより相手を思いやる心を育てる。	◎学級担任以外による情報収集 ○スクールカウンセラーの活用(年間17回) カウンセリングにより気になる生徒の実態把握や相談により心理的な安定を目指す。(全生徒が1回は面談を受ける) ○全職員による情報交換 ・ 職員会議(毎月定例1回)・議題の中で生徒の情報交換を行う。 ・ 職員朝礼(週3回)・生徒の情報交換 ・ ケース会議(随時)・特に配慮を要する生徒に対して、実態や今後の指導の方向性などを、全職員で検討・共通理解していく。 ※日頃の職員室での話題にも取り上げ、多くの職員が積極的に情報交換ができる雰囲気を作る。
◎わかる授業への取り組み ○校内研究授業 各教科担当で研究授業を行い、相互に研修をすることで、生徒によりわかりやすい授業の構築を目指し、生徒に充実感をもたせる。 ○補充学習 ・ 放課後等の補充学習 課題等が未提出の生徒には、放課後の補充学習をして学習に意欲的に取り組む気持ちをもたせる。 ・ テスト週間を中心とした個別学習 テスト週間を中心に、基礎的な学習をおこない学習に対する意欲を高める。	◎保護者に対する啓発 保護者に対して校外相談機関の紹介をする。

◎生徒に対する指導 ○情報モラル教育・PTA教育講演会 ネットいじめやSNS等の活用について学習し、正しいネットの活用方法を身につける。 ○いじめについて考える週間への取り組み（6月） 全校でいじめ防止に向けてスローガンを考えて、全校で意識していじめ防止に取り組む校風を作る。	◎職員研修 職員も生徒に対するカウンセリングの方法やいじめ問題について相互に研修を行い、スキルアップに努める。 ◎関係機関との連携 いじめの問題解決のために、ケース会議などをおして新見市の教育相談員や児童相談所職員と連携していく。
---	---

★自己有用感を高める指導をめざす。

☆事案発生にあたり



☆重大事態の発生への対応

・教育委員会の指導・支援を受けて対応する。 事実関係調査、被害生徒・保護者への情報提供、調査結果への報告、必要な措置を行う。 ・マスコミ対応 対応窓口を一本化する。
--

◎いじめ防止対策委員会（年間3回と、いじめ発生時に臨時開催） ◇目的 ・いじめの未然防止、早期発見・早期解決のために設置する。 ◇委員会の協議内容 ・いじめの防止基本方針の確認 ・いじめに関する情報交換 ・いじめの解決に向けての協議 ◇組織 ・校長、教頭、教務主任、人権教育担当者、生徒指導主事、養護教諭、関係学級担任・副担任、SC、SSW - PTA会長・副会長、学校運営協議会委員（ケースに応じて参加する）
--